

宣言 地球共生の生活工学研究 (Research In Living Technology)

現在ほど地球共生の暮らし実現が切実に求められている時はない。

その課題は環境計画・設計の考え方、居住性の問題及びアメニティの創造、さらに暮らしの基本と位置づけられる各種空間の利用を日常生活を保障し、かつその拠り所となるような水準へと達成させることなど広範に及ぶ。

地球共生の生活工学とはこれら人間の生活行為とそれを支える空間のあり方についての科学的探求である。

地球共生の生活工学とは地球共生の実現に直接寄与する「生活実現のため」の科学であり、また現代の都市生活に結びつく医療、福祉そして教育など都市公共施設の計画から空間設計まで「新しい視点に基づく施設実現のための科学」である

「生活工学研究機構（略称フォーラム・りと（Research In Living Technology）」の視点

地球共生への道標たるべく実践を重視した活動すなわち

生；全体性を獲得しながら生きる 地域に根ざすこと（コミュニティの視点）

活；生き活きとした人間生活 原点としてのホスピタリティー追求（バリアフリーの視点）

人；個人の尊重による人らしさ 個々人を尊ぶこと（支援的（アシスティブ）テクノロジー（ネットワークなど）の視点）

活動コンセプトとしての「三つのA」

Assistive Technology

バリアのクリアのみならず広く生活の質（QOL）の向上を！

Artistic Plan & Design

人間らしさを絶えず確認しながら計画作業のあり方を問い続ける

Action Planning-Forum

具体的提案！実践。そこに広く生活の営みの指針を明らかにする

会員組織（平成15年3月31日現在）

事業所・団体（B会員）...計 団体

京都工芸繊維大学佐々木研究室（佐々木厚司）4 武田病院グループ（武田隆久）4

京都建築事務所（茂 香・富永齊美）4 レイブリンティング（滝川）4

光工業（喜多川）4 明清建設（梁瀬）4

時愉空間（山田哲也）2 竹山奈乙雪（形相工房）1

会計監査・顧問 伊庭税理士（伊庭税理士事務所）

監事 小山隆（同志社大）

個人（A会員）... ...計 名

脇野貴史 1 美濃部竜治 1 松田 澤辺 1 佐々木晴 1 奥村 1

島崎 -（池上、奥村、サカイ（清水）、岩崎照明（三嘴）、中善工務店（中村））

事務局

大歳、長妻、大橋 - ...

ほかに インターネットフォーラムpro_kt21参加メンバーとして60名、

参考；情報発信メンバーとしてほかに60名（Fax 30名、インターネット 30名）

< 会 則 (平成11年6月4日) >

第1条 名称

「生活工学研究機構(以下機構)」とする(略称;フォーラム・りと、英名;Forum-RILT(Research In Living Technology))

第2条 目的

人間の生活行為とそれを支える空間のあり方についての科学的視点である地球共生の生活工学に基づき、来るべき次の時代への道標たるべく実践を重視した活動を目的とする

第3条 事務局 事務局を京都工芸繊維大学造形工学科佐々木研究室におく

第4条 事業及び事業の位置づけ

本会の活動は宣言(別記参照)に明記されたコンセプトに基づく定例活動、特別活動の遂行を基本とする。さらに研究会は宣言の主旨に則って各プロジェクトチームを支援するものとする

また、広く門戸を開放し、会内交流(例会など)を通じて相互の研鑽と親睦につとめる

さらに、会を越えての諸活動(営利目的を含む)になんら干渉を加えるものではないが、会の運営は非営利団体(NPO)として位置づけられる

第5条 会員種別

1. 会員は諸活動との関わり方を基準に次に定める種類のものとする

1. 会員;事業所など研究会運営全般の支援会員であり、委員としてプロジェクトに参加することができるものとする。会員のうち、個人会員をA会員、事業所・団体会員をB会員とする

但し、B会員は同時に「生活環境づくり21・NPOフォーラム」の正会員(賛助もしくは個人いずれか)であることを原則とする

2. 情報会員;当機構主催のインターネットフォーラムで推挙されたものとし、機構運営全般へ支援、協力するもの

3. 個別プロジェクトへの参加は、団体参加(B会員)、個人参加(A会員)もしくはオンライン参加(情報会員)のいずれかの登録を前提とする

2. 会員の特典

会員は「生活環境づくり21・NPOフォーラム」と共に構成するネットワークの参加団体の一員として当該ネットワークの諸事業に優先的に参加できる

第6条 会計

本会の運営は会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする

第7条 役員

本会を運営するために以下の役員をおく

1. 5名以上10名以下の幹事

2. 幹事の内、3名以内を世話人、1名を会計、1名を監査とし、別途会計監査・顧問を1名置く

第8条 役員を選出

1. 幹事は会員の中より互選にて選出、もしくは世話人会にて推挙し、総会において承認を得るものとする

2. 議長は、幹事より互選にて選出、もしくは世話人会にて推挙し、総会において承認を得るものとする

第9条 役員及び委員の任期

役員および幹事の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない

第10条 会議

1. 本会の会議は総会、世話人会及び幹事会とする

2. 会議の招集は世話人が行う

3. 総会は年1回開催し、決算、事業計画、予算等の事項を審議

4. 世話人会及び幹事会は必要に応じて随時開催し会の運営上の必要事項について協議する

5. 総会、世話人会及び幹事会(以下会議)は会員、世話人及び幹事の過半数の出席によって成立する

6. 会議は出席した会員の過半数の同意を持って決する

7. 会議において表面委任をすることができ、当該は出席したものとみなす

第11条 会則の変更 この会則の変更は総会において行う

第12条 細則 この会則の施行に必要な事項は、世話人会が別に定める

付則、この会則(第3訂)は平成15年4月1日から施行する

会費細則

- ・事業所は原則としてB会員とし、個別プロジェクトへの参加協力団体として、複数名同時参加が可能とする。
 - ・さらにプロジェクト成果の公表等に際しては、「担当社（場合によっては協力企業）」として位置づけられる
1. プロジェクトテーマは広く会員からの提案によるものとするが、多数の場合など別に定める幹事会での採択を求める場合もある（採択基準；テーマ性、実行可能性など）
 2. 協力会員は会費フリーとする
 3. 団体参加（B会員）、個人参加（A会員）の負担額などはプロジェクト単位で別途定めることができる
 4. 年会費（各年度4月1日より翌年3月31日まで）としてそれぞれA会員1口以上、B会員2口以上（一口5千円）とする。
 5. 上記の活動成果は基本的に機構に帰属するものとするが、各プロジェクト遂行の際に具体的に検討するものとする

活動内容

- ・「生活環境づくり21・NPOフォーラム」内特別委員会と共にネットワークを構成し、「生活環境づくり」を支援するものとする（ユニバーサルワークショップ Uws）。
- ・常時の基盤的活動として、めでいあ座（デジタルネット学習）、ひと座（ユニバーサルアプローチ学習）、ゆめ座（参加型交流学習）プロジェクトを企画、実践する
...「生活環境づくり21・NPOフォーラム」特別部会活動としての支援を含む
- ・テーマに基づく特別活動として、調査、研究、提案プロジェクトを企画、実践する（研究会21幹事）
...「生活環境づくり21・NPOフォーラム」特別部会活動としての受託を含む
- ・【生活環境づくり21】の交流イベントと共に「生活環境づくり入門講座シリーズ」年4回を構成する学術企画を主催。（新年交流イベント（NPO21主催）、春の学術研修会（機構主催）、夏の交流報告会（NPO21主催）、秋の学術発表会（機構主催）とあわせて参加頂くことにより、認定アドバイザーの資格を提供）
（参考）
「春期学術研修会：生活環境づくり入門講座」
 - ・基調報告2003：生活環境づくり支援手法の開発と実践
（特別プロジェクト解題2003）
 - ・多世代共生型生活環境づくり、まちづくり総合支援手法開発
 - ・地縁開発ツールを用いた地域共生型生活環境づくり支援手法開発
 - ・負荷低減化健康志向デザイン及び環境共生型生活環境づくり支援開発
- 「秋期学術大会：生活環境づくり会議」...下記で構成し、各系別選集を発行。
 - ・計画系シンポジウム：
 - ・デザイン系パネルセッション：
 - ・NPO系報告集：
 - ・また各系の方向性を確認するため、テーマ解題リレーコラムをりるとニュースに掲載。

以上を持って、生活環境づくりをテーマとする「地球共生工学会（仮称）」活動への準備支援とする。